

【この号の内容】

1. 自立相談支援・家計改善支援・生活福祉資金貸付特集

- ◆岡山県岡山市にインタビュー！
～特例貸付のフォローアップ支援の工夫と効果～
- ◆茨城県&つくばみらい市にインタビュー！
～家計改善支援事業の広域実施～
- ◆神奈川県相模原市にインタビュー！
～生活保護制度との連携～
- ◆室員紹介

2. お知らせ・ご報告

- ◆生活困窮者自立支援法等の改正法案が国会で審議されています
- ◆令和6年度当初予算案のご案内
- ◆令和6年能登半島地震関係
- ◆自治体コンサルティング事業報告
- ◆孤独・孤立対策推進法の施行（R6.4.1）
- ◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（R6.4.1）
- ◆編集後記

1. 自立相談支援・家計改善支援・生活福祉資金貸付特集

◆ この事業、どうやればいい？取組のヒントになる事例を集めました！

今年度最後のニュースレターは、「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「生活福祉資金貸付事業」の特集です！

次の3つの取組をPick Upし、効果的に事業を実施している自治体職員や支援員の方々にお話を伺いました。

（1）特例貸付の借受人に対するフォローアップ支援

緊急小口資金等の特例貸付の借受人に対しては、現在、社会福祉協議会と自立相談支援機関を中心として、フォローアップ支援を行っていただくようお願いしています。

岡山県岡山市では、家計改善支援員と連携したフォローアップ支援に取り組んでいます。

（2）家計改善支援事業の広域的实施

社会保障審議会の最終報告書で、就労準備・家計改善支援事業の全国的な実施を目指す必要性が示されました。

茨城県では、つくばみらい市などの複数の市を協定を結び、広域的に家計改善支援事業を実施しています。

（3）自立相談支援事業における生活保護制度との連携

複合的な課題を抱える相談者への支援を行っていくためには、生活保護制度を含めた関係機関との連携が不可欠です。

神奈川県相模原市では、生活保護や他の関係機関との連携に積極的に取り組んでいます。



岡山県岡山市にインタビュー！ ～特例貸付のフォローアップ支援の工夫と効果～



岡山市では、**社会福祉協議会・自立相談支援機関・家計改善支援事業者の連携によるフォローアップ支援**を行っています。

そこで、岡山市役所生活保護・自立支援課自立支援係の藤元さんと家計改善支援事業の支援員である宮崎さんに具体的な支援内容をお聞きしました！

Q & A

Question：岡山市の家計改善支援事業の概要について教えてください！

藤元さん：岡山市では、平成30年度から事業をグリーンコープさんに委託しています。開始当時から、自立相談と家計改善は一体的に実施することが重要だと考え、**自立相談支援機関である市社協と同じフロア**で事業を実施しています。同じフロアにあることで、市社協に家計支援が必要な相談者が来られたときに、家計改善支援員が**その場でアセスメント**を行うことができるので、スムーズに支援につながっています。市社協の相談支援員と家計改善支援員がペアで同行支援を行うこともあり、一つのチームのように行動しています。令和5年（4月～12月）は、自立相談支援機関のプラン作成件数771件のうち494件が家計改善支援事業を含むものになっています。

Question：家計改善支援事業の相談者には、どのような方が多いと感じますか？

宮崎さん：これまでは高齢者が4割ほどを占めていました。しかし、特例貸付の償還が始まった時期から、**20～50代までの働く世代の相談が増えた**と感じています。



岡山市
藤元さん(写真右)、
グリーンコープ
宮崎さん(左)

Question：

特例貸付の償還が始まって働く世代の相談が増えたとのことですが、借受人へのフォローアップ支援を行う上で、関係機関とはどのような連携を取っていますか？

藤元さん：市の担当者、市社協の貸付担当者と自立相談支援機関の支援員、グリーンコープの4者で連携を取りながら、借受人への一体的なフォローアップ支援を行っています。

具体的には、**償還対象全世帯への家計相談のチラシの送付**や家庭訪問等のアウトリーチなどプッシュ型の支援を行っています。チラシには自立相談支援機関の電話番号も記載しており、自立相談支援機関と家計改善支援事業の双方で相談を受け止めます。

また、自立相談支援機関では、税や公共料金を滞納している世帯や貸付の償還免除世帯に対して食品配布を実施しており、そこから家計改善支援につなげることもあります。



▲食料配布会の様子

家計相談のチラシ▶



Question :

そのような取組を行う中で、実際に何件ほど家計改善支援につながりましたか？
また、家計改善支援に繋がったあとは、どのような支援を行っていますか？

宮崎さん：償還対象世帯へチラシを送付したことにより、累計で**約80件**ほど家計改善支援につながりました。**チラシは目立つ色**に見てもらえるよう工夫しました。相談に来られた方にお話を聞くと、チラシを見てすぐに問い合わせるのではなく、いったん手元に置いて、思い悩んでから来られる方が多いと感じています。

実際の支援内容としては、償還猶予の意見書を作成しています。償還免除となった場合は、特例貸付以外の借金をしているケースもあるので、債務整理を支援しています。

宮崎さん：そのほか、家計改善支援員が関わることで、自己破産した後の生活再建支援につなげたり、就労支援の利用を提案したりするなど、世帯と関わり続ける支援を大事にしています。

Question : 最後に、今後の展望について教えてください！

宮崎さん：特例貸付等の借受人にチラシを配布することから支援につながる例も多く、効果が見えてきているので、今後も続けていきたいと思っています！

あとは、市の職員に家計改善支援事業を知らない人が多く、**事業の認知度について課題**を感じています。連携の幅を広げていくために、**関係機関の会議があれば、家計改善支援員として積極的に参加したい**と思っています。

茨城県 & つくばみらい市にインタビュー！ ～家計改善支援事業の広域実施～



茨城県は14の協定市と**家計改善支援事業の広域実施**に取り組んでいます。
そこで、茨城県の田山さん・松原さん、つくばみらい市の飯山さん、市の自立相談支援機関「くらしとしごとの相談センター」の堀口さん、県内広域で家計改善支援事業を受託しているNPO法人コモンズの寺門さんから、それぞれお話を伺いました！

Q & A

Question : 茨城県の家計改善支援事業の概要を教えてください！

茨城県：現在、**協定市14市（水戸市、土浦市、結城市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、潮来市、坂東市、行方市、桜川市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市）**で**広域実施**しており、コモンズに事業を委託しています。**相談支援員は11名**で、他の事業も兼務しながら協定市内で活動しています。ファイナンシャルプランナーや、精神保健福祉士、社会福祉士などの資格を持つ職員も在籍しています。

相談受付時間は月曜日～金曜日の9時から17時ですが、相談者の状況に合わせて時間外も対応しています。



茨城県
田山さん(写真左)
松原さん(右)

つくばみらい市
飯山さん(写真左)
くらしとしごとの
相談センター所長
堀口さん(右)



Question :

広域実施のために県として各市にどのような働きかけを行いましたか？

茨城県：令和元年度以前は、県内実施率の低さが課題だったので、**各自治体に広域実施の働きかけを提案**しました。具体的には、県内全市を訪問して市の担当者との顔合わせを行い、県に求める支援を聞き取りました。その他、**広域実施をしている県外自治体へのヒアリング**を行い、それを元に**財政負担の試算を盛り込んだ予算書案を市に提案**したりしました。

市によって、予算や人員が確保できない、ニーズが少ないなど様々な課題を抱えていたので、繰り返し訪問して課題を吸い上げ、個別に提案をしていくことが大変でした。

Question :

参加市同士の連携・情報共有の推進に向け、どのような取組を行っていますか？

茨城県：現在、**年に2~4回ほど協定市と運営会議**を行っています。直近の運営会議では、**コモンズで実際に使っている支援ツールを、市の担当者に体験**してもらうというグループワークを実施しました。

過去の運営会議では、広域実施の協定市に事例を紹介してもらい、どのような支援を行うかという検討を行いました。**複数の市が混合したグループでワーク**を行い、交流が進むようにしています。

Question :

広域実施の良い点を教えてください！

茨城県：同じ事業者に委託することで、**一定の支援水準が担保されること**と、広域実施をしている自治体同士で、定期的な運営会議を通して**支援情報や資源を共有**できることです。また、総事業費を各自治体で按分するので、**一自治体あたりの財政負担が軽減**され、事業実施のハードルが下がることもメリットの一つです。

Question :

広域実施について、難しさや課題を感じる点がありますか？

茨城県：**協定市間で支援のイメージを共有**することに課題を感じており、運営会議での情報共有を充実させています。

つくばみらい市・相談センター：コモンズは水戸市と土浦市に事業所がありますが、**事務所から離れた地域で夜間や休日などの緊急的なケースが発生した場合の対応**が課題だと考えています。そういった場合は、まず電話で相談者から聞き取りをした上で、支援調整会議を実施し、緊急度をアセスメントしています。

コモンズ：県内全域で支援を行っているので、**移動に時間を取られること**でしょうか。また、**社会資源など各地域の実情を把握**することの難しさも課題です。

Question :

最後に、これからやりたいことについて教えてください！

茨城県：現在は茨城県が契約などを行っていますが、3年間で市のノウハウも蓄積されてきました。将来的には、運営会議を市の持ち回りにしたり、市同士で実務的な会議を開催するなど、**市が主体で取り組める仕組み**を作りたいと考えています。

つくばみらい市・相談センター：**電話に加えウェブを活用した情報共有**などに積極的に取り組み、スピード感を持った支援を実施したいです。

コモンズ：家計に関する相談ができる、**弁護士、司法書士、社労士への相談ルート**を作っていきたいと考えています。

<TOPIC> 支援の一工夫

家計を可視化する際には、品目は書かず、日ごとに払った金額だけ記録してもらうなど、シンプルな形にしています。

また、公共料金の請求書が読めない外国人の方には、カタカナで支払の順番表を作成するなどして支払いやすくしています。

(コモンズ・家計改善支援員 寺門さん)

神奈川県相模原市にインタビュー！ ～生活保護制度との連携～

Q&A

Question : 相模原市の自立相談支援機関の概要について教えてください！

田口さん：相模原市では、自立相談支援機関を直営で実施しており、相談窓口は、主に生活保護業務を行っている各区生活支援課の中に設置されています。区により体制は異なりますが、中央区では、相談員として、ケースワーカー経験のある市の正規職員2名と会計年度任用職員4名に加えて、就労準備支援事業の委託先であるテンプスタッフの派遣職員の就労支援員1名で事業を行っています。班長は、生活保護相談、自立相談支援事業の両方のスーパーバイズを行っています。

Question : 「生活保護や関係機関との連携」について具体的な取組を教えてください！

高橋さん：相模原市では、保護の担当者と困窮の担当者の双方がお互いの制度を理解することを大切にしています。その上で、生活保護の窓口に来られた方に困窮制度を積極的に案内していただくために、**ケースワーカーへの困窮制度についての定期的な研修**を行っています。

逆に困窮窓口に来られた方に対しても、相談の中で、生活保護制度を知っていただいた方が良くと判断し、生活保護についてご案内する場合があります。

生活保護や関係機関との連携について、相模原市中央生活支援課課長の林さん、保護・相談班班長の高橋さん、主任の田口さんにお話を伺いました！

Question : ケースワーカーへの研修では、具体的にどのような取組をしていますか？また、研修を行って良かったと感じる点を教えてください。

田口さん：研修では、困窮制度の各事業の概要を説明しています。頻度としては、**新たにケースワーカーが配属されたときと、年に数回。全てのケースワーカーへの研修**を行っています。

実施して良かった点は、ケースワーカーの困窮制度に関する理解が深まり、**自発的に困窮窓口に来訪しに来られる機会が増えたこと**です。また、生活保護の相談に来られた方の約2～3割を困窮窓口につないでいただいています。

困窮窓口から生活保護相談に円滑につながるようになり、事業の相互理解が進んでいることを実感しています。

Question : 生活保護以外の機関とも連携されているそうですが、その取組についても教えてください。

高橋さん：**同様の研修を税担当部署にも実施**しています。加えて、今年度から、高齢・障害者相談課との**地区担当者打合せ**や、社会福祉協議会のCSWとの**事例検討会**などに自立相談支援機関の職員や生活保護のケースワーカーが参加しています。顔の見える関係をつくり、相互の業務理解を深めています。



相模原市
高橋さん(写真左)、林さん(中)、田口さん(右)

Question :

最後に全国の自治体担当者や支援員の皆様にアドバイスがあれば教えてください！

高橋さん：自治体によっては、困窮を委託していて、直営の保護とは連携が難しいという話もあると思います。しかし、我々も生活保護以外の様々な関係機関を回っていて、実際に顔を合わせてお互いの取組を話すと、同じような悩みを抱えていることに気づきます。

これは会って話さないとわからないことで、**日頃から顔を合わせて知り合いになるのがまず大切だ**と感じており、それらの積み重ねが連携の強化につながるのではないのでしょうか。我々が行っている研修は、そうした機会の1つです。

田口さん：他の自治体の支援員の方と話をすると、生活保護に対して一定の垣根があると思います。生活保護も生活困窮者支援の一環であって、最終手段ではなく自立を助長する制度であるという認識を持つことが大切だと思います。

林さん：困窮制度にこれまで取り組んできた中で、関係機関との横の連携を強化するには、**行政側が横串を刺す努力をする必要があります**。やっぱり委託事業者が横の連携を作ろうとなると難しい部分がありますので、行政側がアクションを起こし、関係機関と話をする機会を作り、先ほど高橋が話したような顔の見える関係を作ることが大切だと感じています。



室員紹介



【内野 英夫】

- 出身地：神奈川県横浜市
- 主な担当業務：相談支援、家計改善支援、生活福祉資金等
- 最近のマイブーム：1年前にバイクを購入し、たまに娘とツーリングしています。
- 個人的失敗事例：いろいろありますが、なるべく思い出さないようにしています。
- ひとこと：生活困窮者支援と能登半島地震の業務が重なっていますが、皆様のよりよい生活に早くつながるよう、全力で頑張りたいと思います。

- 出身地：東京都新宿区
- 主な担当業務：相談支援、家計改善支援、生活福祉資金等
- 最近のマイブーム：短歌
- 個人的失敗事例：道後温泉で長湯しすぎて直前に飲んだ蜜柑のお酒が回り脳貧血で倒れたこと。
- ひとこと：皆様のお人柄や活力にいつも元気をもらっています。



【高橋 美有】



【犬丸 智則】

- 出身地：大阪府豊中市
- 主な担当業務：地域共生社会の推進
- 最近のマイブーム：東京探険
- 個人的失敗事例：最近、「太丸」と紹介されました。不摂生がたたりました。
- ひとこと：全ての人々が自分らしく共に生きる包摂的な社会の実現に向け、現場と政策をつなげられるよう皆さんの声を届けていきたいと思っています。

生活困窮者自立支援法等の改正法案が国会で審議されています

2月9日に「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、3月15日現在、衆議院厚生労働委員会で審議されています。

今回の改正法案は、「社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の最終報告書の内容や、「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」での議論を踏まえた改正となっています。主な改正内容は次のとおりです。



居住支援の強化

(★以外は令和7年4月1日施行)

持ち家のない単身高齢者等の増加に対応するため、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化。

- ✓ **【自立相談支援事業】** 住まいに課題のある者からの相談に対応することを明確化
- ✓ **【一時生活支援事業】** 居住支援事業に改称し、シェルター事業及び地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要な事業の実施を努力義務化
- ✓ **【住居確保給付金】** 家計改善のために低廉な家賃の物件への転居費用を支給

就労準備・家計改善支援事業の全国的な実施の推進

全国どこでも、生活困窮状態からの脱却には、収入・支出の両面から生活を安定させることが必要不可欠であることから、地域資源を有効に活用し、事業の質の向上を図り、支援の体制を充実させていく。

- ✓ **【家計改善支援事業】** 国庫補助率を原則 1 / 2 から一律 2 / 3 に引上げ
- ✓ **【就労準備支援事業・家計改善支援事業】** 自立相談支援事業やそれぞれの事業同同士を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行う



関係制度等・関係機関間の連携の強化

- ✓ **【自立相談支援事業】** アウトリーチ・地域住民の交流拠点との連携等により、生活困窮者の状況把握に努める (★公布日施行)
- ✓ **【支援会議】** 多様で複雑な課題を有するケースに対する関係機関の連携強化のため、設置を努力義務化
- ✓ **【就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業】** 連続的な支援を可能にするため、生活保護受給者も利用できることとし、両制度の連携を強化

詳細資料等は
こちら！



<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/213.html>

任意事業の立ち上げ事例・都道府県による自治体支援の事例を公表しました！ /

昨年、都道府県を通じてご協力いただいた事例調査の結果を取りまとめ、「事例集」として厚生労働省ホームページ(下記URL)で公表しました。支援会議が未設置・任意事業が未実施の自治体におかれては、事例集を参考に、設置・実施について積極的に検討いただきますようお願いいたします。

事例集は
こちら！

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>



令和6年度当初予算案のご案内

昨年12月22日に令和6年度当初予算案が閣議決定されました。
生活困窮者自立支援制度の関係では、相談支援や住まい支援の強化等を行うための予算を計上しています。



【自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業】補助体系の見直し

コロナ禍における新たな相談者層の顕在化、孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等を踏まえ、支援の実施状況に応じた評価と支援の質の向上のための取組への評価を組み合わせた補助体系とする。

【一時生活支援事業（シェルター事業）】緊急一時的な支援を行う加算の創設

緊急一時的な支援が必要な生活困窮者が、収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合であっても一時宿泊施設（シェルター）等に円滑に受け入れられるよう、一時生活支援事業に新たに加算を設ける。

【就労準備支援事業】就労体験先への交通費負担軽減のための仕組みの創設

就労準備支援事業（就労に向けて、日常生活や社会生活を送る上で必要な基礎的能力の向上を支援する事業）の利用促進を図るため、就労体験先への交通費の負担軽減の仕組みを設ける。

【人材養成研修】居住・子ども支援の研修実施、現任者向けステップアップ研修のカリキュラム作成

一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の初任者研修を実施するとともに、各事業の現任者向けステップアップ研修のカリキュラムを作成する。

詳細資料等は
こちら！



<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24syokanyosan/gaiyou.html>

令和6年能登半島地震関係

令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

生活福祉資金貸付の特例措置

令和6年能登半島地震で被災された方に対して、生活福祉資金の特例措置を実施しています。1月9日に緊急小口資金の対象者の拡大などについて、2月27日に福祉費（住宅補修費・災害援護費）の償還期限の延長などについて、通知を発出しました。

厚生労働省の特設サイトにも情報を掲載しています。

<https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/samout2/index.html>

自治体コンサルティング事業報告

自治体コンサルティング事業とは、生活困窮者自立支援制度を実施する自治体に、国から専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行うことで、課題解決を支援する事業です。こうした取組を通じて、全国的な支援スキルの向上を目指しています。

令和5年度の実施状況

今年度は7つのテーマで、専門スタッフの派遣を希望する自治体を募集しました。

コンサルを行った自治体からは、「アドバイスを踏まえ、令和6年度から家計改善支援事業を実施することが決まりました！（家計改善立上げ支援）」や、「コンサルで提案された内容を参考に事業実施しています。参加者からも概ね好評です！（就労準備支援事業を実施する上での課題解決）」といった声をいただいています。事業実施の上でお悩みがある場合には、ぜひ自治体コンサルをご活用ください！



【支援テーマ】延べ45自治体（重複あり）

- ① 就労準備支援事業の立上げ支援（9自治体）
- ② 家計改善支援事業の立上げ支援（10自治体）
- ③ 就労準備支援事業を実施する上での課題解決に必要な支援（7自治体）
- ④ 家計改善支援事業を実施する上での課題解決に必要な支援（5自治体）
- ⑤ 子どもの学習・生活支援事業実施のための支援（1自治体）
- ⑥ 一時生活支援事業実施のための支援（1自治体）
- ⑦ その他、生活困窮者自立支援制度実施に関する支援（12自治体）

コンサル事例紹介 ～埼玉県東松山市のケース～

<東松山市のお悩み>

自立相談支援事業の効果的な進め方や、令和5年9月より新たに開始した任意事業の実施方法などについて、コンサルティングを受けたい。（テーマ⑦）

<講師紹介>

講師：藤村 貴俊さん

所属：京丹後市 健康長寿福祉部 生活福祉課

コンサル分野：自立相談支援、就労準備支援、
その他（予算・支援会議・連携等）

これまでのコンサル実績：19自治体（柳井市、北広島町等）



<実施したコンサルティングの一例> ○：東松山市、●：藤村さん

- 支援調整会議でアセスメントシート以外に用意した方が良いものはありますか。
- 家計改善が入るなら家計表、就労準備が入るなら就労体験やボランティアなど活動の経過が分かるものなどがあると良いと思います。
- 就労準備の協力先を開拓する中で、企業に対して説明する際の留意点はありますか。
- 就労体験中の事故への不安もあるため、補償は自治体がしっかりやることを説明する必要があります。また、社協の介護部門など、まずは行政とつながりの深い手近なところで就労体験を実施するのも良いと思います。

<コンサルティングを受けた感想（要約）>

新規で任意事業を始めるにあたり、既存の資料や庁内の類似事例では、事務の詳細について分からないことが多かったのですが、押さえるべきポイントや優先順位を付けるために参考になるお話を教えていただき、安心して事業を進められるようになりました。

今回のコンサルティングをきっかけに、より適切な相談支援を行っていきたいと思います。

孤独・孤立対策推進法の施行（令和6年4月1日）

【法の目的】国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進すること
【内容】国民の理解の増進、関係者の連携・協働の促進等の基本的施策の規定 等

生活困窮者自立支援制度の担当部署や関係機関におかれてましては、関係者が対等に相互につながる「水平的連携」を目指す「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に参画いただくなど、孤独・孤立対策施策の活用・連携に取り組んでいただくようお願いいたします。また、令和5年度のシンポジウムでは法の解説及び自治体の取組内容の紹介等を行いました。ぜひアーカイブ動画をご覧ください。

なお、5月は「孤独・孤立対策強化月間」として集中的に広報を実施します。

（法の概要・通知等） <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/suisinhou/suisinhou.html>

（シンポジウム） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_platform/symposium/index.html



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和6年4月1日）

【法の目的】困難な問題を抱える女性に寄り添い、一人ひとりのニーズに応じた支援を行い、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指す

【内容】「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性に対する相談や、心身の健康の回復のための援助及び自立して生活するための援助など、切れ目のない包括的な支援を行う

生活困窮、性暴力・性犯罪被害や家庭関係破綻等の困難な問題を抱えている女性の支援に当たっては、女性相談支援センター（旧婦人相談所）や女性相談支援員（旧婦人相談員）等と連携して、支援を行っていただくようお願いいたします。

女性支援特設サイト「あなたのミカタ」：<https://anata-no-mikata.jp/>



◆編集後記◆

今号のニュースレターを担当しました、佐藤&伊勢です。

（佐藤）令和5年4月に入省しました。小中高大と野球一筋だった影響か、著しく減った運動量と止まらない食欲により、この1年間で6キロの増量に成功ッ…！ちなみに先日、入省時に購入したスーツが破けました。

（伊勢）令和5年12月に中途採用により入省しました。前職は障害者福祉施設の生活支援員でした。公私ともに生活がガラリと変わったと感じます。国と現場、それぞれの立場を知るようになり、福祉の奥の深さを噛みしめています。

以上、フレッシュコンビでお送りしました。今後、少しでも皆様の力になれるよう精進します。よろしくお願いいたします！



伊勢（左） 佐藤（右）